

様式2号（第4条関係）

7京丹総第428号  
令和7年11月17日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 畠中 源一

### 文書質問回答書

令和7年11月6日付け7京丹議第87号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	山田 均	担当課	住民課			
質問事項	1 (株)京都環境保全公社の最終処分場に基準値を超えるダイオキシンを埋め立て処分をしたことがネットニュースで報道されていることについて					
質問の内容						
<p>(1) 株式会社京都環境保全公社の最終処分場である京丹波町猪鼻の埋め立て地に、法で定める基準値を超えるダイオキシンが埋め立て処分をされていたことは事実であるのか。</p> <p>(2) 京丹波町は、いつ、誰から報告を受けたのか。</p> <p>(3) 法で定められた基準値を超えるダイオキシンが埋め立て処分されていたことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）に違反しており重大問題であるが、町長としての見解と京丹波町としてどのような対応をされたのか。</p> <p>(4) 地元猪鼻区民への報告はされたのか。当事者である株式会社京都環境保全公社の代表取締役が説明すべきと考えるが、誰が報告をしたのか。</p> <p>(5) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して埋め立て処分をしていたことは、地域住民の信頼を大きく裏切る行為であり、基準値を超えるダイオキシンを撤去して再処理をすべきと考えるが、町長の見解を伺う。</p>						

(6) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して基準値を超えるダイオキシンを埋め立てていたことは、重大な事案であると考える。議会に対して報告をされていなのはなぜか。

(7) 最終処分場に基準値を超えるダイオキシンの埋め立て処分をされたのは何回で、埋め立て総量は何トンか。

(8) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して基準値を超えるダイオキシンを埋め立て処分をしていた事実を、町民にどう報告するのか。

#### 答弁

(1) 法で定める基準値を超えるダイオキシンが埋め立て処分された事実はないと承知しています。

なお、(株)京都環境保全公社からは、伏見環境保全センターに新設した焼却炉について、適切な運転管理方法を確立するため、令和4年12月から約1年4箇月間にわたって、ばいじんの簡易測定を行ったところ、炉の立ち上げ等のタイミングにおいて、87回中59回でダイオキシン類の基準を上回った一方、この間に行つた公定法では基準を下回っており、全量を瑞穂環境保全センターに埋め立てたと聞いてます。

また、令和6年7月には、(株)京都環境保全公社が京都府及び京都市にそれぞれ報告をされ、瑞穂環境保全センターについては、京都府が立入調査を実施され、埋立後の覆土や排水処理施設の稼働に問題がないことを確認したと聞いています。

さらに、放流水のダイオキシン類濃度についても、測定結果に問題がなかつたと聞いています。

(2) 令和6年8月9日に、上記(1)の報告を受けています。

(3) 法律に基づき実施された公定法による検査では、基準値を下回っていること、施設を所管する京都府の立入検査でも問題がなかつたことから、法律上で特に問題があるものではありませんが、京都府から(株)京都環境保全公社に対して監視体制の強化等について指導されていることから、町として特に対応しておりません。

(4) 法律に基づく違反は認められないとおりですが、瑞穂環境保全センター監視委員会の委員である猪鼻区自治会長様をはじめ、近隣自治会の会長様に対して、瑞穂環境保全センターが訪問のうえ報告されています。

さらに令和6年8月20日の令和6年度第2回瑞穂環境保全センター監視委員会において、(株)京都環境保全公社の代表取締役社長から説明がありました。

- (5) 施設を所管する京都府が指導されるものと理解しており、撤去や再処理に関して町が意見を申し上げる立場にはないと考えています。
- (6) 法律違反があつたものではなく、施設を所管する京都府の立入検査等でも問題や環境への影響も見受けられず、対応も終了されていることから、報告は行わなかつたものです。
- (7) (株) 京都環境保全公社からは、当該廃棄物について埋め立てた回数及び数量の報告は受けていません。
- (8) 法律違反があつたものではなく、施設を所管する京都府の立入検査等でも問題や環境への影響も見受けられず、対応も終了されていることから、特に町民の皆様への報告は考えておりません。